

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県郡山市熱海町安子島字前田116番地の1

氏名 有限会社添田商事 代表取締役 添田 善秀
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 9月 5日

許可の有効年月日 令和10年 9月 4日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 9月 5日 当初許可

平成30年 9月 5日 更新許可

令和 5年 2月27日 事業範囲の変更許可

- (1) 産業廃棄物の種類に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類を追加したこと。
- (2) 産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用(以下、裏面記載)

製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。
令和 5年 9月 5日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白